

家事や育児をサポート

産前・産後

ヘルパー派遣事業

のご案内

妊婦及び生後6か月未満（多胎は3歳未満）の児を養育している家庭に、事業所からヘルパーが訪問し、家事や育児をサポートします。



利用できる方

市内に居住する妊婦 及び 生後6か月未満の児を養育する保護者（多胎の場合は3歳未満）
※里帰り出産等により市内に居住している人も利用できます。

利用できる期間及び利用時間の上限

1世帯当たり
妊娠中及び児の生後6か月に達する日の前日までの間に50時間
（多胎は3歳に達する日の前日までの間に120時間）

利用できる時間

1回当たり1時間を単位として、1日につき4時間まで

利用料金

1時間700円（多胎は1時間300円）生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料

単胎

妊娠中

生後
6か月未満

1時間700円 合計50時間まで

多胎

妊娠中

3歳未満

1時間300円 合計120時間まで

申込み方法

申請書は市ホームページからダウンロードできます。こども家庭支援課に持参、または郵送してください。市ホームページからの電子申請も可能です。

問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地（春日井市役所2階）
春日井市 こども家庭支援課（こども家庭センター）
TEL:0568-85-6170

春日井市ホームページ
春日井市産前・産後ヘルパー派遣事業

ダウンロードは
こちらから→



産前・産後ヘルパー派遣事業についてのQ&A

Q.1 利用したい場合はどうしたらよいですか。

A.1 市役所2階 こども家庭支援課へ登録申請してください。郵送または電子申請も受け付けます。

Q.2 どんなことをしてくれますか。

A.2 日常の家事の範囲で掃除・洗濯・食事の準備やお子さんの授乳・沐浴・おむつ交換などをします。

Q.3 家庭生活支援員(ヘルパー)はどんな人ですか。

A.3 介護職員初任者研修修了者、保育士、幼稚園教諭、愛知県子育て支援員研修修了者、公益財団法人全国保育サービス協会ベビーシッター養成研修及び現任研修修了者等の資格のある人です。

Q.4 利用できる時間はいつですか。

A.4 申込み先の事業所の勤務体制に準じますので、事業所にご相談ください(ご希望に添えない場合があります)。

Q.5 体調不良でも利用できますか。

A.5 保護者かお子さんのいずれかが、体調不良の場合は利用できません。また感染性の病気(風邪や下痢など)の薬を飲んでいる場合も利用できません。

Q.6 キャンセルしたい場合はどうしたらよいですか。

A.6 申込み先の事業所へ電話連絡してください。申込み先の事業所の規定によるキャンセル料が発生する場合があります。

Q.7 託児をお願いできますか。

A.7 保護者が不在中のお預かり(留守番)等はできません。

Q.8 車に同乗してもらえますか。

A.8 車の同乗は、保険等の関係でできません。

Q.9 病院の受診の付き添いはできますか。

A.9 病気による受診の付き添いはできませんが、予防接種、乳幼児健康診査の付き添いはできます。ただし、現地集合です。

産前・産後ヘルパー派遣事業の流れ

